

律令国家における「観風俗」の意義

―大伴家持の越中巡行を基点として―

吉原 啓

一 はじめに

日本律令国家は、どのような百姓生活の上に自己が立脚している
と認識していたのであろうか。生産関係が各土地の特性に強く規定
された古代にあっては、土地に根差した百姓生活の把握は、百姓の
生産物、すなわち徴税対象物の把握と管理に直結する問題であった。
西別府元日氏が述べるように、「王権にとつて地域支配を実現する
ためには、地域社会総体の認識・把握が不可欠であった」¹⁾のであり、
律令国家が百姓生活をどのように捉えようとしたかは、国家の運営
に関わる問題となる。

このような前提に立つとき、律令国家にとって「風俗」の把握は
重要な意味を持っていたといえる。令文において「風俗」の把握が
職掌として規定されたのは、戸令33国守巡行条で「観風俗」を課せ
られた国司及び職員令58彈正台条で「肅清風俗」を課せられた彈正
台である。ただし、実際には巡察使もその任に当たっており、近年
の研究によって、特に八世紀の巡察使は民政にも積極的に関与した

ことが指摘されている²⁾。

一方で、本来国司によって恒常的に行われる「観風俗」の意義に
ついては、民政への関与という視点もあったが、服属儀礼の観点か
ら言及されることが多かった。しかし、国守巡行における「観風俗」
のもつ最も基本的な意義は、民情の把握とそれによる政務運営とい
う、より実務的な面にあったはずである。この点は、『令集解』諸
説が「観風俗」を百姓の習俗が正されているかの確認といった意味
で解釈しているため、当然の前提であるかもしれない。しかし、そ
の「観風俗」の基本的な意義の具体的検討は、これまで十分になさ
れてこなかったように思われる。

このような観点から本稿では、国司による「観風俗」のもつ実務
的意義について検討し、さらに、その実務と律令国家の支配理念と
の関係について考察を加える。

ところで、国司による「観風俗」の実態を把握する上では、『万
葉集』をはじめとした文学作品の検討も不可欠である。同書には、
大伴家持の越中守時代の作品が、歌の状況を説明した題詞や左注を
含めて多数残されており、国司の実態を把握する上で極めて重要な
史料となり得る。文学作品を史料として扱う際には、その記述が
事実か創作か、また出典の有無といった微妙な判断も必要になるが、
そこには六国史や法制史料からは知ることのできない情報が散りば
められており、その検討も通じて「観風俗」の実態に迫りたい。

一、大伴家持の越中巡行と「風俗」

(1) 家持の越中巡行及び国守巡行についての先行研究

天平二〇年（七四八）春、大伴家持は、国守として越中国内を巡行した。『万葉集』巻一七には、その時に家持が詠んだ歌が、題詞や左注とともに九首残されている。

家持の越中巡行歌を、国守巡行条との関係でいち早く論じたのは瀧川政次郎氏であった。⁵⁾ 瀧川氏は、家持の巡行は、本来は国守巡行条に定められた部内巡行であるが、家持の主たる関心は出挙にあつたために、左注には出挙のための巡行と記されたとする。また、『万葉集』巻一六に収められている「能登国歌三首」を、家持が天平二〇年の巡行の際に能登の風俗を観て詠んだ歌とし、家持は当地の風俗人情を観ることに力を注いだという。さらに、越中巡行の中でも能登地方の巡行については、能登の海防を検校するという軍事的な目的があつたと指摘している。

同じく家持の能登地方への巡行について論じたのは、森田喜久男氏である。⁴⁾ 森田氏は、家持が能登の七尾西湾・南湾を航行した目的として、造船・製塩・海産物の貢納等、能登における産業の観察が目的の一つだったとする。さらに、家持が能登の熊来での歌を残していること、家持以外の国司が記録した『万葉集』巻一六の「能登

歌三首」は、全て熊来を舞台とした歌であること、その中には生産叙事ともいえる歌（三八八〇番歌）があり、同様の生産叙事の歌謡との関係からそれが風俗歌舞であるといえること等の点から、家持だけでなく、国司が能登に巡行した際には熊来で国造による風俗歌舞が奏上されていた可能性を指摘した。そして、国司が地域社会の習俗を詳細に把握して実態に即した地方政治を行うにあたって、部内巡行における国見や風俗歌舞の奏上が重要であつたと述べる。

針原孝之氏は、家持の越中巡行について、巡行ルートと遺跡の検討から鉄生産の実情視察と推定する。⁶⁾

また、関和彦氏は、国守巡行全体についての言及の中で、国守の巡行は、天皇による国見・巡行を律令的に継承・再編し、天皇の代理である国司に代行させたものと論じた。⁶⁾ その上で、「観風俗」は、単なる民情視察ではなく、諸国における天皇の支配権を確認する任務であつたとする。仁藤敦史氏も、国見の伝統が天皇の代理人たる国司による部内巡行に継承されたことを論じる。⁷⁾ さらに、鈴木景二氏は、『藤氏家伝』「武智麻呂伝」等の検討から、国守による巡行の際に山上に登って国見をすることがあつたと指摘した。⁸⁾

これら先学によれば、国守巡行やそれによる「観風俗」についてのおおよその意義の説明は尽くされている。瀧川氏が指摘する能登の海防については、森田氏の批判があるように『万葉集』自体にそのことを実証する史料がなく、そこまで言及できるか疑問がある。

しかし、関・仁藤・鈴木・森田各氏という国見や風俗歌舞の奏上という服属儀礼としての性格が明確にされたことの意義は大きい。一方で、森田氏という「地域社会の習俗を詳細に把握し、実態に即した地方政治を遂行」という部分や関氏のいう「単なる民情視察」の内実、それが「観風俗」によって具体的にどのようなように執行され、どのような効果を得たのかという点については、基礎的な部分であるが故に検討が立ち遅れているように思われ、本稿ではこの点について考察を加える。

(2) 「風俗」の語釈と「観風俗」の目的

家持が行ったとされる「観風俗」の具体的検討に入る前に、まず「風俗」の語義を明らかにしなければならない。

「風俗」の語義については、既に複数の言及がある。関氏は、風土記に見える「風俗」と「俗」を検討し、「風俗」にはその土地の慣習という意味だけでなく、教化するという面があることを指摘する。また、風土記に見える「風俗」は、中央の衣食住や行事をはじめとする生活・精神文化とし、「俗」は地方のそれであると説く。

森田氏は、『日本書紀』の「風俗」に付された二種の古訓のうち、「クニワザ」を国造のクニに関わる習俗とし、「オオミタカラノアリカタ」を中国から律令を継受した古代国家が設定した規範とする。

兼岡理恵氏は、風土記研究の観点から漢籍等に見える「風俗」

の語を検討し、「観風俗」や「風俗（＝地方の歌）を採取する」とは、地方まで為政者の徳が及んでいるかを確認し、かつ民を徳によって教化することとした。さらに、六国史に見える「風俗」を検討し、国内の記事では「巡省風俗」と「風俗歌舞」に二分されること、『日本後紀』以降、「観省風俗」の類が見出せなくなることを指摘し、地方の「風俗」が統治され、一元的な中央集権国家が確立されていく過程を示すものと分析した。

以上のように、「風俗」の語義については多くの指摘がある。しかし、国守巡行における「観風俗」の意義を探るのであれば、『令集解』諸説を通じて令文に見える「風俗」の語釈について検討を加えた上で、国守巡行条の条文全体の目的を明らかにする必要がある。令における「風俗」は、次の三件が挙げられる。

史料1 養老戸令33 国守巡行条

凡国守、毎_レ年一_レ巡行_レ属_レ郡、観_レ風俗_一、問_レ百年_一、録_レ囚徒_一、理_レ冤枉_一、詳察_レ政刑得失_一、知_レ百姓所_レ患苦_一、敦諭_レ五教_一、勸_レ務農功_一。部内有_レ好学、篤道、孝悌、忠信、清白、異行、_一発_レ聞於郷閭_一者_上、拳_レ而進_レ之。有_レ不孝悌、悖_レ礼、乱_レ常、不_レ率_レ法令_一者_上、糺_レ而繩_レ之。(後略)

史料2 養老職員令58 弹正台条

尹一人。掌_レ清風俗_一、弹_レ奏内外非違_一事_上。

史料3 養老公式令89 遠方殊俗条

凡遠方殊俗人、来入_レ朝者、所在官司、各造_レ図、画_三其容状衣服_一、具序_三名号処所并風俗_一。随_レ訖奏聞。

戸令33国守巡行条の「觀風俗」は、職員令58彈正台条「肅清風俗」と同様の解説であることが多いため、それぞれに付された注釈をまとめてとりあげる。

史料4 戸令33国守巡行条・職員令58彈正台条集解諸説

令義解

【戸令（なし）】

職員令謂、肅者敬也。風者氣也。俗者習也。土地水泉、氣有_二緩急_一。声有_二高下_一。謂_三之風_二焉。人居_三此地_一、習以成_レ性。謂_三之俗_二焉。假令、信濃国俗、夫死者即以_レ婦為_レ殉。若有_二此類_一者、正_レ之以_三礼教_一。是以為_レ肅_三清風俗_一也。

令釈

【戸令風俗釈、見職員令一】

職員令劉子風俗篇云。風者氣也。俗者習也。土地水泉、氣有_二緩急_一。声有_二高下_一。謂_三之風_二焉。人居_三此地_一、習以成_レ性。謂_三之俗_二焉。越之東、有_二輒沐之國_一。其大父死、則負_三其大母_一、而棄_レ之。曰_三鬼妻不_レ可_二与居_一。（中略）風有_二厚薄_一、俗有_二淳澆_一。明王之化、当下移_レ風使_三之雅_一、易_レ俗使_中之正_上。是以上之所_レ化、亦謂_レ為_レ風、民習而行、亦謂_レ為_レ俗。

古記

【戸令觀風俗一、謂官員令具說訖也】

職員令風者氣、俗者習也。土地水泉、氣有_二緩急_一。声有_二高下_一。謂_三之風_二焉。人居_三此地_一、習以成_レ性。謂_三之俗_二焉。風有_二厚薄_一。俗有_二淳澆_一。明王之化、当下移_レ風使_三之雅_一。易_レ俗使_中之正_上。是以、上之所_レ化、亦謂_レ為_レ風。人習而行、亦謂_レ為_レ俗。（中略）然則風為_レ本、俗為_レ末。皆謂_三民情所_二好惡_一也。繫_三水土之氣_一、急則失_三於躁_一、緩則失_三於慢_一。王者為_レ政、常移_レ之使_三緩急調和_一、剛柔得_レ中。随_三君上之情_一、則君有_二善惡_一、道有_二昇降_一。政教失_レ所、民亦從_レ之、有_二風俗傷敗_一者。王者為_レ政、常易_レ之使_レ善也。但此條、風俗之字訓者、法也。式也。国家之立_三法式_一、糾正耳。

穴記

【戸令晋書云。風俗、謂百姓土風土俗。剛柔緩急是。其宣_レ風、導_レ俗、肅_三清所部_一、長官之事故。加_三教風_一、而宣_三導彼風俗_一也。

職員令風俗先釈説也。言土風土俗是也。非_三教風教俗_一也。

令義解は、戸令では言及がないため、職員令の事例のみ挙げる。そこでは、信濃国で夫が死んだ場合に妻が殉死する風習が例示され、礼教をもってその風習を改めさせることが「肅清風俗」であるとす。令釈では、例示として越国の東にあるという「輒沐之國」の事例を取り上げ、そこでは大父が死すれば大母を棄てるといふ風習が示され、中略した部分にも他国の風習が述べられている。その後、

「風有^二厚薄^一、俗有^二淳澆^一。明王之化、当^レ移^レ風使^二之雅^一、易^レ俗使^二之正^一。是以上之所^レ化、亦謂^レ為^レ風、民習而行、亦謂^レ為^レ俗。」と述べ、「風俗」とは、王の徳によって民の習いを正すことであると説明する。

古記でも、「風俗」そのものの大意は、基本的に令義解や令釈と大差ないが、官員令彈正台条の「肅清風俗」の場合は、国家の法式を立てて礼正することと解釈している。また、古記は同史料で「政教失^レ所、民亦從^レ之、有^二風俗傷敗^一者」と述べており、王による政治と教導が正しくなければ、「風俗」が乱れるという考えを提示している。この考えが、法式を立てて「風俗」を礼正するという解釈に結びつくのであろう。

穴記は、「風俗」を百姓の「土風土俗」と記すが、「其宣^レ風、導^レ俗、肅^二清所部^一」や「加^二教風^一、而宣^二導彼風俗^一也」とあることからすれば、条文全体の解釈は令義解や令釈と相違ないものといえる。

以上のことから、『令集解』諸説に見える戸令・職員令の「風俗」の解釈は、概ね百姓の習俗を正すこととして理解できる。関氏・兼岡氏の述べるように、「観風俗」一語の意味は、百姓の習俗が天皇の徳によって正されているかを観察することが求められていたといえよう。ただし、職員令の「肅清風俗」は、官人の綱紀肅正に関する彈正台の職掌であること、古記に法式を立てるとあることから、この場合の「風俗」は、法によって官人のあり方を正すこと、つま

り、官人の政務や風紀に関わるものと解釈できる。

次に、公式令89遠方殊俗条における「風俗」についての諸説を確認する。

史料5公式令89遠方殊俗条集解諸説

令義解

謂、假如、禾稼再熟之類、謂^二之風^一。夫死妻殉之類、謂^二之俗^一。

古記

風俗、謂以^レ船為^レ業、好^二弓馬并歌舞^一等。

跡記

風俗、謂夫死時妻死之類。(後略)

令義解は、稲が二度実るといった類を「風」とし、夫が死んだ場合に妻が殉死する類のことを「俗」としている。令釈も令義解に「无^レ別也」とする。跡記における「風俗」は、令義解の「俗」の解釈と同義である。古記では、船をもって業とすること、弓馬や歌舞を好む等の類を「風俗」と説明する。まとめると、稲や船の件は異民族の産業や地勢、弓馬を好むことは産業または習俗に分類できようか。また、歌舞が挙げられていることも注目される。

ここでの「風俗」は、習俗を正すという意味ではなく、習俗や産業そのもの、及び歌舞として理解されている。習俗については、国守の「観風俗」と同様の役割を期待された巡察使の職務について、多くは「巡省風俗」¹¹「観省風俗」¹²のように「風俗」の語が使用されるが、

「観察民俗」と書き換えられていることが参考になる。「観風俗」「肅清風俗」といった場合には、当然習俗を把握して正すという意味が令の文脈に内包されるため、「風俗」の意味が単なる「習俗」か「習俗を正すこと」かは、実際にはそれほど大きな問題ではなかったのではないだろうか。

また、習俗だけでなく産業に関わることも含まれることについては、古代の産業はその土地の習俗と密接に関わって存在するものであるため、同根のものとして理解できる。

史料6 『続日本紀』靈龜元年（七一五）五月辛巳朔条

勅諸国朝集使曰。（中略）又四民之徒、各有其業。今失職流散、此亦国郡司教導無方。甚無謂也。有如此類、必加顯戮。自今以後、当遣巡察使、分行天下、觀省風俗。宜勤敦德政、庶彼周行上。（後略）

史料6は、巡察使派遣の勅であるが、ここで問題とされているのは、国郡司の教導が適切なものでないために百姓がその業を失って流散していることであり、それへの対応策として巡察使を派遣し、「風俗」を観省させ、徳を行きわたらせんことを期している。ここには、「風俗」の把握を徳政に結びつけ、それによって百姓の業を立て直そうという政策意図が明確に打ち出されており、「風俗」が産業と密接に結びついたものと認識されていたことは明らかである。さらに、史料5古記により、歌舞が「風俗」の語義に含まれるこ

とは、風俗歌舞との関わりから注目される。森田氏や兼岡氏が指摘したように、六国史には「風俗歌舞」の語が頻出する。また、『類聚国史』には「風俗」が立項されて各種歌舞についての記事が収載される。歌舞がその土地の習俗を代表するものとして「風俗」の語義の中でもとりわけ注目されるようになっていったのであろう。

この点に関して、『孝経』『広要道』には「移風易俗、莫善於楽」とあり、「楽」は民の習俗を教導する最良の方法であるとされた。『続日本紀』天平宝字元年（七五七）八月己亥条の、雅楽寮に関わる記事の中にもこの文言が見え、日本もこうした観念を受容していたようである。「楽」によって民を教導できるならば、反対に民の「楽」によって民の習俗の把握も可能になるという考えもあつたのではないか。その場合、各地の習俗を把握する最も適切かつ象徴的な方法が風俗歌舞の奏上を受けることとされていたのではないだろうか。「風俗」の語義である習俗・産業・歌舞は、全て底流でつながっていたものと考えられる。

以上の検討から、令文における「風俗」の語義としては、百姓の習俗を正すこと、また、習俗・産業・歌舞、さらに官人の政務や風紀に関わることの意味があつたといえる。「観風俗」一語の意味に限定するならば、関氏や兼岡氏が述べるように、それは百姓の習俗が教化されているかを観察することである。しかし、国守巡行条の前半部分全体の中で考えれば、もう少し広く取るべきであると思われ

る。

国守巡行条の「観風俗」等の巡察行為は、百姓の実情を把握した上での「敦諭^三五教^三、勸務農功^三」に帰結する。つまり、百姓生活の実情を把握した上で、その習俗を正すよう五教を広め、産業を安定させるよう農功を勸催するのである。このような令文の構成からすれば、「観風俗」は百姓の習俗が正されているかの確認だけでなく、産業も含めた百姓生活の現状把握を意図したものと考えるべきである。そして、国守巡行条前半部分の意図は、それら百姓生活の現状を把握した上での教化や勸農という対応策を実施することであったといえよう。

以上の考えが認められるならば、国守巡行で把握することが求められた「風俗」は、百姓の習俗が正されているかだけでなく、習俗の現状や産業も含めた百姓生活全般のことであったと考えられる。この場合、「観風俗」の「風俗」は、遠方殊俗条に見えるような広い意味での「風俗」に近いものといえる。

このように考えると、遠方殊俗条の「風俗」の意味の一つである歌舞も、その土地の習俗を代表する「風俗」として捉えられた可能性はある。令制や儒教の受容により、伝統的な服属儀礼と儒教的な民情把握の融合した姿が、先学が捉えた国守巡行における風俗歌舞の奏上であると思われる。

(3) 家持の越中観察

「観風俗」を右のようなものと捉えると、家持による越中巡行歌のいくつかは、まさに「観風俗」にまつわる歌であることが分かる。

史料7 『万葉集』卷一七・四〇二一〜四〇二九番歌⁴

砺波郡の雄神川の辺にして作れる歌一首

4021 雄神川紅にほふ少女らし葦附〔水松の類〕採ると瀬に立たすらし

砺波郡雄神河辺作歌一首

乎加末河伯 久礼奈為尔保布 乎等売良之 葦附〔水松之類〕

等流登 湍尔多々須良之

婦負郡の鵜坂川の辺にして作れる歌一首

4022 鵜坂川渡る瀬多みこの吾が馬の足搔の水に衣濡れにけり

婦負郡鵜坂河辺作歌一首

宇佐可河伯 和多流瀬於保美 許乃安我馬乃 安我枳乃美豆尔

伎奴々礼尔家里

鵜を潜くる人を見て作れる歌一首

4023 婦負川の早き瀬ごとしに篝さし八十伴の緒は鵜川立ちけり

見^三潜^レ鵜人^一作歌一首

売比河波能 波夜伎瀬其等尔 可我里佐之 夜蘇登毛乃乎波

宇加波多知家里

新川郡の延槻川を渡りし時に作れる歌一首

4024 立山の雪し消らしも延槻の川の渡瀬鏡浸かすも

新川郡渡延槻河之時作歌一首

多知夜麻乃 由吉之久良之毛 波比都奇能 可波能和多理瀬

安夫美都加須毛

気太の神宮に赴き参り、海辺を行きし時に作れる歌一首

4025 之乎路から直越え来れば羽咋の海朝風ぎしたり船梶もかも

赴参気太神宮、行海辺之時作歌一首

之乎路可良 多太古要久礼婆 波久比能海 安佐奈芸思多理

船梶母我毛

能登郡の香島の津より発船して、熊来村を指して往きし時に

作れる歌二首

4026 鳥総立て船木伐るといふ能登の鳥山 今日見れば木立繁しも幾

代神びそ

能登郡従香嶋津発船、射熊来村往時作歌二首

登夫佐多氏 船木伎流等伊布 能登乃嶋山 今日見者 許太知

之気思物 伊久代神備曾

4027 香島より熊来を指して漕ぐ船の梶取る間なく都し思ほゆ

香嶋欲里 久麻吉乎左之氏 許具布祢能 可治等流間奈久 京

師之於母倍由

鳳至郡の饒石川を渡りし時に作れる歌一首

4028 妹に逢はず久しくなりぬ饒石川清き瀬ごとに水占延へてな

鳳至郡渡饒石河之時作歌一首

伊毛尔安波受 比左思久奈里奴 尔芸之河波 伎欲吉瀬其登尔

美奈宇良波倍弓奈

珠洲郡より発船して治布に還りし時に、長浜の湾に泊て、月

の光を仰ぎ見て作れる歌一首

4029 珠洲の海に朝びらきして漕ぎ来れば長浜の浦に月照りにけり

右の件の歌詞は、春の出挙に依りて、諸郡を巡行し、当時当所にして属目して作れり。大伴宿祢家持

従珠洲郡発船還治布之時、泊長浜湾仰見月光作歌一首

珠洲能宇美尔 安佐妣良伎之弓 許芸久礼婆 奈我波麻能宇良尔

都奇氏理尔家里

右件歌詞者、依春出挙、巡行諸郡、当時当所属目作之。大

伴宿祢家持

これらの歌の題詞から、家持が天平二〇年における越中国のほぼ全郡で歌を詠んでいることが分かる。砺波・婦負・新川・能登・鳳至・珠洲・の六郡に加え、四〇二五番歌の題詞に「氣太神宮」とあるため、羽咋郡でも歌を詠んだことになる。このため、家持が当時の越中国八郡のうち、巡行歌を残していないのは国府所在郡である射水郡のみとなり、家持が全郡巡行を意識して歌を詠んだことは明白である。また、最後の左注で「当時当所属目作之」と記しているように、全ての歌で各地の風物が詠まれており、家持の関心が越中の風土にあったことも分かる。

この歌々の最後の左注には、この巡行が出挙のための巡行であると記されているが、これが「観風俗」を兼ねていると論じられていることは先述のとおりである。森田氏は、家持の越中国内巡行のうち、特に能登地域の巡行について「観風俗」との関連を詳細に論じている。中でも、家持の関心の一つが能登の産業にあったとした点は、本稿の問題関心とも合致する。しかし、森田氏の論は能登地域の検討が主であったため、越中国全体を通して見なおす必要がある。また、鉄野昌弘氏は、四〇二二番歌の葦附や四〇二三番歌の鶉飼について、家持が「風俗」を歌っていると指摘し、さらに「属目」⁽¹⁵⁾ されている人の姿も、自然の景も、広い意味で越中の「風俗」なのであろう」と論じる。こちらも従うべき見解と思われるが、本稿で先に確認した「風俗」の意味に基づいて、改めて家持の越中巡行を

捉えなおすことにする。

四〇二二番歌は、砺波郡の雄神川で少女が「葦附」を採集する情景を詠んだ歌であり、当地の産業を詠んだものとして注目される。⁽¹⁶⁾ 家持がこの様子を当地の産業に結び付くものとして意識していたことは、用字や自注にも表れている。「葦附」には「水松之類」という自注が付されている。これは、「葦附」という水草が家持ら中央官人には馴染みがない物であったために、他の中央官人にも歌の意図が伝わるように注を付したものと解される。また、当該歌は、ほぼ全て一字一音の万葉仮名で表記されるが、「葦附」のみ表記法が異なっていることから、この水草の文字表記を伝達しようという意図がうかがわれる。そこには、中央官人の視点から在地の産物を把握しようという姿勢が看取できる。

次に、四〇二三番歌は、婦負郡の鶉飼による漁撈を詠んだものである。この「夜蘇登毛乃乎（八十伴の緒）」⁽¹⁷⁾ については、官人とする説と漁撈に従事する百姓を官人に見立てたとする説がある。⁽¹⁸⁾ また、鶉飼は夏季の漁法であり、家持が巡行した春季に合わない。こうしたことから、この歌は実景を詠んだものではないとする理解⁽¹⁹⁾、本来夏に行われるべき漁撈を国守のために百姓か官人が儀礼的にやって見せたものとする理解等がある。⁽²⁰⁾ 筆者は、家持がわざわざ左注に「当時当所属目作之」と付していることから、一応これを実景と考えておくが、この鶉飼による漁撈が儀礼的に行われたものだったと

しても、なおさら国守に対して当地の習俗や産業を観せるという意図が強かったことを物語っている。

最後に、四〇二六番歌を検討する。この歌では、「登夫佐（鳥総）⁽²¹⁾」を立てて船木を伐るという能登郡の習俗と産業が詠まれている。この歌に関連して、能登郡には舟木部という部民がおり、造船業が行われていたことは瀧川・森田両氏によって指摘されている。ただし、「船木伎流等伊布（船木伐るといふ）」とあることからすれば、これは伝聞であり、実景を詠んだものというよりは、家持が国司下僚や郡司から聞いたものか、あるいは、廣岡義隆氏が指摘するように、風土記等により事前に情報収集していたものかもしれない。⁽²²⁾

また、この歌で特に注目されてきたのは、その歌体が五・七・七・五・七・七で歌われる旋頭歌体であることである。家持は『万葉集』に四五〇首以上の歌を残しているが、旋頭歌体で詠んだものはこの一首のみである。そして、これが『万葉集』巻一六の三八七八・三八七九番歌に収録される「能登国歌」と同様の歌体であることが注目されており、家持は現地の歌に影響を受けて旋頭歌体で四〇二六番歌を詠んだことが指摘されている。⁽²³⁾

このように見れば、家持の越中巡行歌は、出挙のための巡行と明記しておきながらも、実際には越中国百姓の習俗や産業にも目を向けていたこと、また、「葦附」の自注からすれば、収集した情報を中央官人層に向けた記録として残す意識を持っていたことが分かる。

これは、家持の意識の中では必然性のあることだったと思われる。

国守巡行条は、唐令を継受したものであるが、その唐令の背景には『礼記』「王制」に基づく思想があったといわれている。⁽²⁴⁾

史料 8 『礼記』王制

諸侯之於天子也、比年一小聘、三年一大聘、五年一朝。天子五年一巡守。歳二月東巡守、至于岱宗、柴而望祀山川、觀「諸侯」、問「百年者」、就見之。命「大師」陳詩、以觀「民風」、命「市納買」、以觀「民之所好惡」。志淫好辟。命「典札」考「時月」定「日」、同「律・礼・樂・制度・衣服」正之。

これによれば、天子は五年に一度巡守し、百年の者の安否を問い、楽人の長に命じて詩を述べさせ、それによって「民風」を観るとある。『礼記』は、日本の学令にも規定された経の一つであり、漢籍にも造詣の深い家持が、越中巡行の内容をわざわざ歌にして残したことは、これを意識していた可能性があるとの指摘がある。⁽²⁵⁾

これらの点を勘案すれば、家持が越中巡行に際して越中国の習俗や産業を観察し、歌に詠んだことは、律令国家が求めた「観風俗」を体現したものであったと考えられる。また、歌の中でも越中国の習俗と産業が分かちがたく結びついていることは、古代社会における習俗と産業の密接な関係をよく表しているように。

さらに、左注に出挙のための巡行と明記しながら、実際には「風俗」の把握にも努めていたことも注目される。正税帳から国司の巡

行を検討した亀田隆之氏は、百姓の生活状況の視察が行われていない国があることに注目し、「国司が部内巡行にさいして農業生産奨励に大いに力を注ぐとか、農民の産業に積極的な配慮を示すとかはむしろ低調で、令の規定さえも遵守されない場合があった」と述べている。⁽²⁶⁾しかし、森田氏が説くように、家持の巡行を踏まえれば、正税帳に支出項目として記された細目だけが部内巡行の目的だったとはいえない。家持のこの巡行は、左注から推測すれば正税帳の支出項目には出挙の巡行として記録されたと思われるが、実際には「観風俗」をも目的に含む複合的な巡行だったといえよう。

二、国司による「風俗」把握の実態

本節では、まず、国司による「風俗」の把握が一般的なものだったのかについて検討する。この検討を通して、家持による「風俗」把握が特殊な事例でなかったことを確認できるはずである。次に、把握した「風俗」を元に、国司が百姓にどのような教導を行い、政策に反映させたのかを確認する。さらに、国司が「風俗」を把握した場についても考察を加える。

(1) 国司による「風俗」の把握

ここでは、国司による「観風俗」が一般的なものであったのかに

ついて、国司による実例や中央政府の認識等から検討する。

まず、天平年間の正税帳からは、既に亀田氏や高垣義実氏により検討が加えられている。但馬国では「為観風俗並問百姓消息」という項目が立てられ、守による巡行が行われている。「観風俗」を明記した巡行はこれのみだが、但馬国において「観風俗」と同列に記載される「問百姓消息」に関わる巡行は、和泉監（巡行部内教導百姓）、周防国（推問消息）、豊後国（問百姓消息）に見られ、駿河・薩摩両国には見られない。また、産業の観察に関わる巡行は、和泉国、但馬国、周防国にのみ見られる。

これを見れば、亀田氏のように必ずしも毎年全ての国で「観風俗」や「問百姓消息」等の巡行が国守により行われていたわけではないことになる。しかし、前節で述べたように出挙等別の巡行に合わせて「観風俗」が行われた可能性は残る。ただし、家持の場合、天平一八年七月の赴任後、天平一九年の春は病に臥せており、家持による全郡巡行は天平二〇年が初めてだったと考えられている。⁽²⁸⁾

このような場合は、国守が一度も巡行できない年が生じたであろう。この他に国守巡行や「観風俗」の事例として挙げられるのは、次の史料である。

史料9 『藤氏家伝』下巻「武智麻呂伝」

（前略）於是、因^一按行^二、至^三坂田郡^四。寓^五目山川^六曰、吾欲^七

上^八伊福山頂^九瞻望^上。土人曰、入^二此山^一、疾風雷雨、雲霧晦暝、

群蜂飛螫。昔倭武皇子、調伏東国龜患鬼神、歸到此界、仍即登也。登欲半、為神所害、變為白鳥、飛空而去也。(中略)終日優遊、徘徊瞻望、風雨共靜、天氣清晴。此公勢力之所致也。(後略)

史料10『万葉集』卷五・八六八番歌序

憶良、誠惶頓首、謹啓。

憶良聞、方岳諸侯、都督刺史、並依典法、巡行部下、察其風俗。意内多端、口外難出。謹以三首之鄙詞、欲写五藏之鬱結。(後略)

史料11『万葉集』卷五・八一三番歌序

筑前国怡土郡深江村子負原、臨海丘上、有二石。(中略)去深江駅家二十許里、近在路頭。公私往来、莫不下馬跪拜。古老相伝曰(後略)

史料12加茂遺跡出土木簡

「謹啓 丈部置万呂 献上人給雜魚十五隻 无礼状具注以解
□□ □□ 消息後日参向而語奉
(宿姓カ)」

・「勘了」

七月十日 湯島造口主

480 × 33 × 5

史料13『菅家文章』二二二「路遇白頭翁」

(前略)

白頭抛杖拜馬前

慇懃請曰叙因縁

貞觀末年元慶始

政無慈愛法多偏

(中略)

適逢明府安為氏

今之野州別駕

奔波昼夜巡郷里

(後略)

史料14『菅家文章』二一九「行春詩」

(前略)

事々当資仁義下

行々且袴稻梁登

靈祠怪語年高祝

古寺玄談臈老僧

過雨經營修府庫

臨煙刻鏤弁溝塍

遍開草褥冤囚録

輕拳蒲鞭宿惡懲

(中略)

白頭杖を抛ちて馬前に拝す

慇懃に請けて曰く 因縁を叙べなむ

貞觀の末年 元慶の始め

政に慈愛無く法に偏り多し

(中略)

たまたま明府に逢ひにたり 安を氏となせり

今の野州別駕なり。

昼夜に奔波して 郷里を巡る

(後略)

(前略)

事々 当に仁義の下るを資くべし

行行 且に稻梁の登るを袴らんとす

靈祠の怪語は年高の祝

古寺にの玄談は臈老の僧

雨を過し 經營して府庫を修め

煙に臨み 刻鏤して溝塍を弁す

遍く草褥を開きて 冤囚録し

軽く蒲鞭を挙げて 宿惡懲らす

尊長思教卑幼順 尊長は卑幼をして順ならしめんことを思ひ

単貧恐被富強凌 単貧は富強に凌がれんことを恐る

安存耄邁飡非肉 安存す 耄邁の飡ふこと肉に非ざるを

賑恤孤惇餓曲肱 賑恤す 孤惇の餓えて肱を曲るを

縊縷家門留問主 縊縷の家門に留まりて主に問ひ

耦耕田畔立尋朋 耦耕の田畔に立ちて朋を尋ぬ

(後略)

(後略)

史料9は、鈴木景二氏が指摘した史料である。これによれば、近江守として赴任した藤原武智麻呂は、伊吹山に登り瞻望したいと主張し、危険を理由に拒否する地元民との問答の末、登山を果たし国見をしたという。鈴木氏は、武智麻呂伝の史料的性格からそのままには受け取れないが、国守が巡覽時に山や丘から地域を見渡す行事の存在は認めて良いとする⁽³³⁾。習俗や産業といった意味での「風俗」の把握とは性格が異なるが、国守巡行が行われていたことを示唆する史料と評価できる。

史料10は、筑前守であった山上憶良の歌に付された序であり、天平二年のものである。これは憶良が「観風俗」を行った際の歌ではないが、「観風俗」が「典法」によって行われるべきであると、憶良自身が認識していたことが分かる。また、史料11は『万葉集』巻五・八一三番歌の序であり、筑前国怡土郡深江村の子負原についての伝承が載せられている。駅家を起点として地点表示をしているこ

と、公の往来に際しても下馬の上跪拝すると記されること、「古老」による伝承を伝えること等から、これも国守らによる巡行の際に収集された情報ではないかと思われる。「古老」への聞き取りは、第四節で後述するように「観風俗」と密接な行為であった。

史料12は、石川県津幡町にある加茂遺跡の北陸道西側溝から出土した木簡であり、溝の存続期間から九世紀前半から末に廃棄されたものと考えられている⁽³⁴⁾。加茂遺跡は、古代北陸道沿いに位置する遺跡で、国府や郡家の出先機関である可能性も指摘されている。本木簡の「□□^(宿姓カ)消息後日参向而語奉」について、森田氏は国司巡行との関連を説いており、さらに「献上人給雑魚十五隻」の記述が巡行に伴う宴で供されたものである可能性を指摘する⁽³⁵⁾。九世紀における百姓の消息把握の一事例といえよう。また、森田氏の指摘により、国司は巡行先の産物を食すという形でも「風俗」を把握する機会を得ていた状況が想定される。

史料13・14は、有富純也氏⁽³⁶⁾も指摘した『菅家文章』に見える漢詩であり、ともに菅原道真が讃岐国に赴任（仁和二〜寛平二／八八六〜八九〇）した際の詩である。史料13は、道真が路で九八才を自称する白髪頭の老人に出会い、その老人の健康ぶりを見て道真が質問し、老人が答えるという問答形式の詩である。そして、道真は老人から「安為氏」つまり、かつての讃岐介である安倍興行の善政についての話を聞くことになる。有富氏が指摘するように、興行につい

ては「巡郷里」とあり、巡行を行っていたことが分かる。また、この詩に詠まれることが事実なら、道真自身も路で老人に過去の国内における善政について聴取しているということであり、興行と道真という二人の国守による巡行の実態が明らかになる。

史料14は、三木雅博・谷口真起子両氏によって検討が加えられ、道真が仁和四年に「観風俗」に関わる国内巡行を行なった際のことを詠んだ詩であると指摘されたものである。仁義の下るをたすけ、稲梁の豊穰を祈るとあることは、まさに儒教的な徳を広め、農功を勧務させるといふ、国守巡行条の理念に適合的である。また、祠で怪語する祝や寺で玄談する僧を訪ねている様子は、先の「古老」への聞き取りに通じるものをうかがわせる。「賑恤」の部分も戸令32の鰥寡条に通じること、「縑縷家門留問主（縑縷の家門に留まりて主に問ひ）」は「ぼろぼろの衣服をまとった人のいる家の門前に立ち止まり、主人に（どうしてこんなに困窮しているのかと）問いかける」と解釈できるとし、国守巡行条の「観風俗」「知百姓所患苦」に通じるとされる。また、出挙に関わるものとは断定できないものの、「府庫」の経営に関わって巡行していることから、道真の事例は出挙と「観風俗」を同時に行った家持の事例と類似しているように思われる。なお、この他に「寒草十首」も百姓の習俗や産業を詠んだ詩として注目される。

以上の検討からは、八世紀前半の憶良、八世紀半ばの家持だけで

なく、九世紀の木簡、九世紀後半から末にかけての興行や道真の事例からも、「観風俗」に関わる巡行が行われていた、または行われるべきであるという認識があったことが分かる。

また、次の史料は、九世紀後半の中央政府が、国司のことを「世俗」に通じている存在として認識していたことを示している。

史料15『日本三代実録』貞観七年（八六五）二月二日条

（前略）四年四月下詔。令_下參議已上各論_二時政之是非_一、詳_中世俗之得失_上。右大臣藤原朝臣良相上表言。伏惟 皇帝陛下、德高_二雲霓_一、明並_二日月_一。猶開_二広詢之路_一、遂降_二不諱之綸_一。右大弁南淵朝臣年名、身為_二進士_一、職_二経_一内外。稍通_二治体_一、既居_二枢要_一。山城守紀朝臣今守、所_レ歴之州、風声必暢。論_二之良吏_一、自為_二先鳴_一。伊予守豊前王、才学早彰、資歴淹久、無_二他異跡_一、足_レ謂_二老成_一。大宰大式藤原朝臣冬緒、声名粗達、器識漸優。吏幹之稱、仍有_レ可愛。大和守弘宗王、頗有_二治名_一、多宰_二州県_一。談_二諸経國_一、非_レ無_二其才_一。然則令_下二件等人_一同上意見_上。詔曰。可。（後略）

これは豊前王の卒伝であるが、注目したいのは貞観四年四月のことを記した部分である。そこでは、参議以上に世俗の得失を議論するよう詔が出されたが、右大臣藤原良相の上表により、参議以下の者で特に意見を聞くべき者が列挙されている。内訳をみると、現任の国守や大宰大式ら地方官を中心に選ばれている。例外的に内官で

ある右大弁南淵年名も、選任理由として「職経_二内外_一」が挙げられており、事実筑前守や尾張守の経験を有している。⁽⁴⁾この史料からは、九世紀後半になつてもなお、国守が特に「世俗」に通じているという認識が中央政府にあつたことが分かる。

以上の検討から、国守による「観風俗」は、家持だけの特例ではなく、八・九世紀の複数の国守たちも行っていた、または行うべきという認識があつたこと、さらに、九世紀後半の中央政府にあつても、国守が「世俗」に通じているという認識を持っていたことが明らかとなつた。国守による「風俗」の把握は、八・九世紀を通じて基本的には行われていたものと理解すべきであろう。

ただし、先述したように国守が毎年必ず「観風俗」のための巡行を行っていたかは判断が難しく、天平一九年の家持のように巡行していない事例もある。それでも、国守が「風俗」に通じているべきとされたことは確かであり、後述する様々な「風俗」把握の場の問題からも、国守は巡行だけでなく複数の機会によって「風俗」の把握に努めていたといえる。毎年巡行が行われていたかということと、国守が「風俗」の把握に努めていたかということは、分けて考える必要がある。 「観風俗」は、国守による「風俗」の把握が重要であることを象徴的に示したものと理解できる。

なお、「観風俗」の内容を歌や詩に詠むことが、どこまで一般的であつたかは定かでない。これは家持や道真らのように歌人や文人

ともいえる国守らによる特殊例の可能性もある。

(2) 国司による教導と百姓「風俗」の政策反映

ここでは、国司による「観風俗」の結果としての教導の事例を検討し、あわせて国司が百姓「風俗」を把握した後、政策に反映させていた事例を確認する。

百姓の習俗や産業の乱れを把握し、それを正すよう対策を講じたものとしては、殺牛祭神や魚酒労働が想起される。

史料16 『続日本紀』延暦一〇年(七九二)九月甲戌条

(前略) 断_二伊勢、尾張、近江、美濃、若狭、越前、紀伊等国百姓、殺_レ牛用祭_二漢神_一。

史料17 『類聚国史』卷一〇、延暦二〇年四月己亥条

越前国禁行_二加_二_二屠_レ牛祭_レ神。

史料18 『古語拾遺』御歳神段

(前略) 一昔在、神代大地主神、営田之日、以牛食_二食田人_一。(後略)

史料19 『類聚三代格』延暦九年四月一六日太政官符

太政官符

応_レ禁_二断喫_二田夫魚酒_一事

右被_二右大臣宣_二徧。奉_レ勅、凡制_二魚酒_一之状、頻年行下已訖。

如聞、頃者畿内国司不_レ遵_二格旨_一、曾無_二禁制_一。因_レ茲殷富之人多畜_二魚酒_一、既楽_二産業之易_一就、貧窮之輩僅弁_二蔬食_一、還憂

「播殖之難」成。是以貧富共競竭「己家資」喫「彼田夫」。百姓之弊莫「甚」於斯。於「事商量深乖」道理。宜「仰」所由長官「嚴加」捉搦、專「当」人等親臨「鄉邑」子細檢察。若有「違反」者不「論」蔭贖「隨」犯決罰。永為「恒例」、不「得」阿容。

延曆九年四月十六日

漁酒労働の問題点は、史料19に示されているとおり、殷富の人が魚酒により田夫を集めて農業を有利に展開するため、魚酒を用意できない貧窮の輩は田夫を集められず、播殖できずに苦しむことにある。殺牛祭神も史料18の事例から田人に牛穴を与えたものとされる。魚酒労働と同根の問題であるとされる。これは百姓の階層分化を進める社会問題であり、律令国家もこの問題を「百姓之弊莫「甚」於斯」と捉えている。

史料16・17では、殺牛祭神について、伊勢・尾張・近江・美濃・若狹・越前・紀伊等の国に対して禁制が下されている。各国における殺牛祭神の問題が国司により報告されたという記録はないが、実際に禁制の対応を求められたのは国司であり、百姓の習俗を正すという「観風俗」の令意は、これらの禁制を通じて実現されていたであろう。また、魚酒労働では、畿内国司が禁制を加えていないことが問題視されており、これ自体は国司による「風俗」把握の事例ではないが、国司が魚酒労働を禁制すべきものという認識が中央政府にあったことが分かる。

これに関わって、国司が百姓の習俗を正す目的で発令した禁制や訓戒としては、加賀郡勝示札が挙げられる。

史料20 加賀郡勝示札⁽⁴³⁾

符深見村□郷駅長并諸刀弥等

応「奉行」壹拾条之事

一 田夫朝以「寅時」下「田夕」以「戌時」還「私」状

一 禁「制」田夫任「意」喫「魚酒」状

一 禁「下」断不「勞」作溝堰「百姓」状

一 以「三五月卅日」前「可」申「田殖」竟「状」

一 可「搜」捉「村邑」内竄宥為「諸人」被「疑」人「状」

一 可「禁」制无「桑原」養蚕「百姓」状

一 可「禁」制「里邑」之内故喫「醉酒」及戲逸「百姓」状

一 可「填」勤「農業」状 □村里長人申「百姓」名

案内被「国」去 □月廿八日符「併」、勸「催」農業「^(有カ)」

□「法」条。而百姓等恣事逸遊不「耕作」、喫「

魚」毆乱為「宗」。播殖過「時」還称「不熟」。只非「

弊耳」、復致「飢饉之苦」。此郡司等不治

之 □「而」、豈可「然」哉。郡宜「承」知並□示

事早令「勤」作。若不「遵」符旨「称」倦懈

由「加」勸「決」者。謹依「符」旨「下」田領等。宜「

每村屢廻諭、有「懈怠」者移「身」進「郡」。符

国道之裔縻羈進_レ之、榜_三示路頭_一、嚴加_レ禁。

領刀弥有_二怨憎隱容_一、以_二其人_一為_レ罪。背不_有。
(看カ) 符到奉行。

大領錦村主 主政八戸史

擬大領錦部連真手磨 擬主帳甲臣

少領道公 夏□□ 副擬主帳宇治

□□_(擬カ) 少領勘了

嘉祥□□年□□月□□日
(二カ) (二カ) (十一カ)
□□月十五日請田領丈部浪磨

(233) × 613 × 17

加賀郡榜示札は、先掲の史料12同様、石川県津幡町の加茂遺跡から出土した木簡で、嘉祥二年（八四九）に加賀国司が加賀郡司に一箇条の命令を下し、郡司がその内の八箇条を郡符にしたため、「深見村□郷駅長并諸刀弥等」に差し出した文書が木に書き写され、揭示されたものと考えられる。本木簡は、北陸道沿いの溝から出土したこと等から、北陸道沿いに掲示され、あわせて田領らが口頭で読み上げて百姓に八箇条の命令を伝達していたものとされる。

本木簡は、上端の欠損により、一・一一・一三〇二一行目にかけて各一文字分の欠損が想定され、文字の復元案も提示されているが、予断を避けるため、ここでは欠損文字を復元していない釈文を引用した⁽⁴⁴⁾。句読点及び返り点は筆者による。本木簡に書かれる八箇条は、

農業に従事する時間を定めたもの、魚酒の禁制、溝堰の労作に關与しないことの禁断、田植えの期限、浮浪人の搜捉、桑原無くして養蚕することの禁断、酒に酔って戲逸することの禁断、農業の奨励である。百姓の習俗・生活の乱れを正し、農業奨励をすることで国内支配を安定させ、生産物の確保を目指したものと評価できる。

また、農作業の時間や田植えの期限等の基本的事項があること、八世紀末に問題とされた魚酒に対する禁制が含まれていること等から、これはある程度定型化された命令である可能性がある。何らかの機会に国司が繰り返し国内の主要な拠点に発する命令であるならば、本木簡は百姓の習俗を正す「觀風俗」と合目的であり、習俗の把握だけでなく、それを正す意味での「觀風俗」の一形態として考えられる。

これら八世紀末・九世紀半ばの事例から、百姓生活の現状を把握し、あるべき方向へと教導することは、国司の責務としてある程度行われ続けていた可能性を指摘できる。

次に、国司が把握した「風俗」、すなわち百姓の習俗や産業を政策に反映させた事例を確認しておく。在地の「風俗」を知ることが最も顕著に政策展開された事例は、和銅六年（七一三）に命じられた風土記の撰進である。風土記撰進に際しては、「其郡内所生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録_二色目_一、及土地沃墾、山川原野名号所由、又古老相传旧聞異事、載_二于史籍_一亦宜_二言上_一」とあり、その

土地の産物、地形、山川原野の名、古老の伝承を載せることが命じられている。風土記撰進は、「観風俗」に近い理念に基づいた政策であろう。この風土記編纂過程で把握された各地の産業情報は、中男作物等の税目の新設や贅の整備等に役立てられたことが指摘されている。⁽⁴⁵⁾

このように土地の産業の把握を貢納物の設定や変更として結実させることは、風土記撰進の後にも行われたようである。

史料21『類聚三代格』延暦二四年一二月七日太政官奏

太政官謹奏

備後国神石、奴可、三上、恵蘇、甲努、世羅、三溪、三次等

八郡調絲相_レ換_レ鉄_レ事

右件国、百姓彫弊、積有_二歳年_一。雖_レ加_二存濟_一、猶未_レ復_レ旧。

而前件八郡僻居_二山間_一、土宜_レ採_レ鉄不_レ便_レ養_レ蚕。所_レ輸絹絲營

求多苦。因_レ茲承前国司屡請_下停_二絹絲令_上輸_レ鉄。伏望、永停

_二絹絲令_レ輸_レ鉄_一。謹以申聞謹奏者。奉_レ勅、依_レ奏。

延暦廿四年十二月七日

これによれば、備後国の八郡では、それまで絹絲を調として輸していたが、養蚕に適さず製鉄に適した土地柄であったため、しばしば国司から絹絲でなく鉄を輸すことにしたいと要請があったようであり、それがこの時に至って許可されたのである。それまでは土地の産業に適さない品目が調として課されていたのを、国司の要請に

より変更したのである。これとは反対に、備前国では、それまで鉄を輸していたが、もとより鉄の無い地域であり、交易により鉄を得て調として輸していたことから、延暦一五年に調を絹絲に変更することが許されている。⁽⁴⁶⁾ 国司による「風俗」把握は、風土記撰進後も調の品目変更等に反映されていたのである。

(3) 「観風俗」の場

国司による右のような「風俗」把握が行われた場合は、複数あったものと考えられる。主な場は国守巡行によるものであるが、それ以外にも直接・間接に百姓の「風俗」を把握する場があったはずである。ここでは、国司による「風俗」把握の場として、巡行、告朔、正月の宴会を挙げておく。

国守巡行における「観風俗」の場については、市大樹氏が指摘した巡察使の意見収集方法と同様と思われる。⁽⁴⁷⁾ 市氏は、巡察使の意見収集方法に類似するものとして、『延喜式』に見える弾正台の京内巡察を挙げる。

史料22『延喜式』彈正式

凡喚_二左右京職_一云、將_レ遣_下忠以下檢_中京中非違道橋及諸寺_上。宜

_下嚴仰_二三条令_一、預定_二便処_一會_中集男女_上。(中略)即忠以下到_二彼

會所_一問云、有_下京職官人及坊令等、寃_二枉百姓_一、凌_中侮長幼_上耶。

又有_二孝子順孫義夫節婦_一以不。又有_二惡女擾_レ乱閭巷_一以不。(後

略)

これによれば、弾正台が京中を巡察する際、条令に告げて男女を適当な場所に会集させることになっており、巡察使の意見収集もこれに類似していた可能性が指摘されている。

国司による巡行も、基本的には巡察使と同様であったと思われる。恐らくは各郡内の複数の拠点ごとに百姓を集め、そこで「観風俗」等を行ったのであろう。もちろん、家持が雄神川で水草を採る少女を詠み、道真が路で老人に話を聞いたように、道々での情報収集も逐次行われたものと考えられる。

次に、間接接触の事例ではあるが、告朔の場を想定しておきたい。告朔は、毎月一日に行われる行政報告である。森公章氏は、告朔が八世紀の国府でも行われていたことを、伊勢国計会帳や新潟県の八幡林遺跡出土「朔告」木簡から指摘する⁴⁸。告朔に一般百姓は出席しないが、『万葉集』に見える事例から、告朔の際には国司と郡司らによる密接な情報交換が行われたことが予測される。

史料23 『万葉集』巻一八・四〇六六番歌題詞、四〇六七・四〇六九番歌左注

四月一日、掾久米朝臣広繩之館宴歌四首 (四〇六六番歌題詞)
右一首、遊行女婦土師作之 (四〇六七番歌左注)

右一首、羽昨郡擬主帳能登臣乙美作 (四〇六九番歌左注)

家持が越中巡行を行った直後の天平二〇年四月一日、家持たち国

司は、掾である久米広繩の館で宴をして歌を詠んでいたことが、これらの題詞・左注や歌から分かっている。その場合は、翌日に迫った立夏に鳴く鳥とされたホトトギスを待つ宴だったようで、ホトトギスを待ち望む歌が四首詠まれている。

ここで注目したいのは、四首目(四〇六九番歌)の歌の作者が羽昨郡の擬主帳であることである。越中国府の所在郡は射水郡であり、羽昨郡ではないため、羽昨郡司がこの場にいることは何らかの公務に関係している可能性がある。これについては、森氏も指摘している⁴⁹。筆者も告朔後の宴のためではないかと推測する。確証はないものの、定例通りであれば告朔が開かれたであろう四月一日に、国府所在郡ではない郡の郡司が在府していることから、このように考える。

右の推測が認められるならば、告朔は行政報告の場だけにとどまらず、その後には国司と郡司、また在地の人と思われる遊行女婦(四〇六七番歌)までもが参加する宴が開かれることがあり、しかもそこで互いに歌を詠み合うという文化的交流もなされていたことになる。毎月の告朔後に必ず宴が開かれたとは考え難いが、時折こうした交流の場は設けられたことであろう。通常の行政報告だけでなく、このような文化的交流の場も国内の実情把握に役立ったことと思われる。また、郡司や遊行女婦という在地の人々の歌を知ること、まさに詩を通じた「民風」の把握を説く『礼記』の理念に通じ

るものといえよう。

もう一つは、道真の事例から、元日の宴における国司と百姓との交流の可能性について述べておく。

史料24 『菅家文章』二一四「旅亭歳日、招客同飲」⁽⁵⁰⁾

招客江村歳酒盃 客を招く 江村歳酒の盃

主人多被旅情催 主人は旅情に催さるること多き

家児浅酌争先勸 家児 浅く酌みて争ひて先に勧む

郷老多巡罰後來 郷老 巡すこと多くして後れ来れるを罰す

(後略)

この詩は、道真が讃岐守であった仁和三年正月元日に「郷老」を招いて宴を催した際のものである。国守が国司下僚や郡司から元日朝賀を受けた後に宴を開くことは、儀制令18元日国司条においても認められているが、「郷老」を村の老人と解釈すると異例であり、これも国司が百姓と関係を持った場といえるかもしれない。ただし、「郷老」という表現が、厳密に村の老人たちであるかは注意が必要である。郡司や国郡の雑任、あるいはその階層の人々のことをこのように表現した可能性も考慮に入れておくべきであろう。また、これが実際に村の老人たちだったとしても、国司と百姓が交流する正月の宴が全ての国司によって毎年催されていたとも考え難い。本事例は、参考程度にとどめておきたい。

以上、国司による「風俗」把握の場として三つの事例を見てきたが、

百姓の「風俗」をどのように把握するか、また、郡司や百姓とどれほど関わりを持つかは、国司個人による差異も大きいだろう。しかし、国司は巡行以外でも直接・間接に国内の情報や百姓の「風俗」を把握する機会を得ていたことは認められるべきである。

三、律令国家の支配理念における「風俗」

八・九世紀を通じて国司たちによって行われ、または行われるべきものと認識されていた「風俗」の把握は、国司だけでなく巡察使による把握が試みられたことから、単なる任国運営の課題であるだけでなく、国家としての課題であったことが分かる。

そこで本節では、律令国家における「風俗」がどのような位置づけにあったのかについて、主に六国史から考察を加える。その際、「風俗」の語だけでなく「俗」の語にも注目して取り上げる。「風」が教化の意味であるならば、習俗等を知ることが「俗」を知ることとも考えられ、また、「風俗」と熟さずに「風」と「俗」に分かれて論じられる場合もあるためである。なお、第二節で検討した「風俗」の語義である百姓の習俗（を正すこと）や産業、官人の政務や風紀、歌舞等に関わる事柄ごとに分けて検討を加える。

史料25 『続日本紀』養老四年（七二〇）三月己巳条

(前略) 又謹検^三和銅四年十一月廿二日 勅^一、出^三拳私稻^二者、

自今以後、不得過半倍者。比來出挙多不依法。若臨時、徵索、無稻可償者、令其子姪、易名重挙。依此奸計、取利過本、積習成俗。深非道理。望請。其稻雖經多年、仍不過半倍。(中略)奏可之。

史料26『類聚国史』卷八三、正税、延暦一四年閏七月乙未朔条

(前略)思俾菽粟之積等於京坻、礼讓之風興於萌俗。而四海之内未洽雍熙、百姓之間致有罄乏。如今諸国出正税例收半倍息利、貧窮之民不堪備償、多破家産、或不自存。興言於此、深以閔焉。古人有言、百姓足、君孰与不足。且其論定公廩及雜色等稻出挙息利、始自今年、一從省減。仍率三十束、收利三束。庶阜財利用、濟生民於頽弊。(後略)

史料27『続日本後紀』承和六年(八三九)一〇月丙辰条

制。大小両麦、耕種勞少、而夏月早熟、支急力多。若不刈青苗、令其成熟、貧賤之民、將以療飢。屢下禁制、不聽為芻。而頃年奢侈之俗、收青苗以飼馬。庶民之愚利得直以暫用。積習至今、不畏憲法。宜令左右京、五畿内諸国。不上得更然。其百姓不改悛、及所容隱、准大同三年格。随状科処。

史料28『日本三代実録』元慶二年(八七八)三月十五日辛亥条

勅頒告五畿内国曰、校班之政、盈紀為期。而自去天長五年

以來、五十箇年不行此事。遂使無身之輩尚領田疇、見役之人曾無潤益。奸濫為之不断、公私所以多妨。靜言其由、最乖政理。事須因循前規、遣使考覈。然而王畿屢空、民俗凋弊。思其如此、更以停留。夫因時設方、雖有成式、反經合道、亦存旧章。(後略)

史料25、28は、百姓の習俗や産業に関わるものである。史料25は、私出挙の利率が五割を過ぎることを禁じていたにもかかわらず、返済が滞った際に子や甥の名で出挙させるために、実質的に利息が元本よりも多くなるという「奸計」が行われることが「積習成俗」していたため、多年を経過しても五割以上の利息を取ることを禁じたものである。

史料26は、食料が行きわたって初めて礼儀正しく譲り合う心が萌俗(＝民俗)に行きわたるものであるのに、未だにそれが実現せず、百姓からは困窮する声が聞こえている。そこで、正税出挙の利息を五割から三割に減税するというものである。

史料27は、「奢侈之俗」により、百姓が麦を青苗のうちに刈り取って馬の餌に充てており、それによって飢えが生じたため、左右京・五畿内でこれを禁止したものである。

史料28は、畿内に五〇年ぶりに校田を命じたものである。ここでは、校班田がなされていないことによる「民俗凋弊」が問題とされ、それによって政策決定がなされている。

これらの事例では、史料26は「礼讓之風」を民俗に興さんがために、すなわち望ましい礼の秩序を百姓に行きわたらせるために法令を改正している。一方、史料25・27・28では、乱れた「俗」を正すために法令整備や校田が命じられていることを指摘できる。

次に、官人の政務や風紀に関する史料を挙げる。

史料29『続日本紀』慶雲四年（七〇七）二月辛卯条

詔曰。凡為政之道、以礼為先。无礼言乱。言乱失旨。往年有詔、停跪伏之礼。今聞。内外序前、皆不嚴肅、進退无礼、陳答失度。斯則所在官司不恪其次、自忘礼節之所致也。宜自今以後嚴加礼彈、革其弊俗、使靡淳風。

史料30『続日本紀』天平宝字二年（七五八）二月壬戌条

詔曰。随時立制、有国通規。議代行權、昔王彝訓。頃者、民間宴集、動有違愆。或同惡相聚、濫非聖化、或醉乱無節、便致鬪争。據理論之、甚乖道理。自今已後、王公已下、除供祭療患以外、不得飲酒。其朋友寮属、内外親情、至於暇景、應相追訪者、先申官司、然後聽集。如有犯者、五位已上停一年封祿、六位已下解見任。已外決杖八十。翼將淳風俗、能成人善、習礼於未識、防乱於未然也。

史料31『日本後紀』弘仁三年（八二二）五月癸未条

是日、公卿奏曰。臣聞。垂範訓人、事歸濟世。改制易俗、

理會適時。寔知道尚沿革、政必裁成。苟或未弘、豈肯膠柱。今此刪定令条、是去神護景雲三年議請刪定。而事有_レ不允、寢而莫行。数十年後、乃始頒下。自爾以降、訴訟逾繁。事不_レ便人、理難_レ取則。今故謹詳_レ可不、輒請_レ刊改。冀合_レ機宜、用遵可_レ久。庶望景化風行而革_レ弊、群生日用而沐_レ義。俗弭_レ姦邪、家全_レ緒業者。許_レ之。文多不_レ載。

史料29は、官人たちの礼の秩序が乱れていることが指摘され、これに厳しく糾弾を加え、その「弊俗」を改め「淳風」に靡かせんとしたものである。

史料30は禁酒令である。酒に酔い乱れて節度を無くし鬪争する者が多くいたため、王公以下に祭祀や療養目的以外の飲酒を禁じ、それにより「風俗」を淳くし人の性を善にすることを期している。五位以上、六位以下、及びそれ以外の罰則規定を設けているので、官人から百姓に至るまでの風紀に関することであろう。このように、官人の風紀に関しても「俗」や「風俗」の乱れが指摘され、そのために法の改正や整備がなされる事例は、衣服について定めたものにも見られる。

史料31は、刪定令の停止を決定したものである。刪定令は、神護景雲三年（七六九）に編纂、延暦一〇年に施行されたものであるが、刪定令施行の影響による訴訟が絶えなかった。そのためこれを停止・改正させることとなった。ここに見える「改制易俗」は、法を

改めることで「俗」を良い方向に変えることができるという認識を示している。

これらの事例でも、「俗」の乱れが指摘され、「風俗」の改善のために官人や百姓の風紀を正しているだけでなく、時には令の停止にまでその理念が及んでいることを確認できる。

最後に、風俗歌舞に関わる史料を挙げる。

史料32 『続日本紀』養老元年九月戊申条

行至_二近江国_一、觀_二望淡海_一。山陰道伯耆以来、山陽道備後以来、南海道讃岐以来、諸国司等詣_二行在所_一、奏_二土風歌舞_一。

史料33 『続日本紀』養老元年九月甲寅条

至_二美濃_一国。東海道相摸以来、東山道信濃以来、北陸道越中以来、諸国司等詣_二行在所_一、奏_二風俗之雜伎_一。

史料34 『日本後紀』卷十二延暦二三年十月辛亥条

詔曰。天皇詔旨_{良万}止_{良万}、勅命乎、和泉撰津_二国司郡司公民陪從司々人等諸聞食止宣_一。今年波年実豊稔_豆人々産業_毛取収_豆在。此月波、閑時_{尔之}、国風御覽_{須時}止_奈、常毛聞所行須、今行宮所乎御覽_尔、山野毛麗、海激_毛清_之、御意_毛於太比_尔之御坐坐。(中略)播磨国司奉献、奏_二風俗歌_一。

史料35 『日本後紀』卷廿四弘仁六年四月癸亥条

幸_二近江国滋賀韓崎_一。(中略)即御船泛_レ湖。国司奏_二風俗歌舞_一。(後略)

史料36 『日本三代実録』貞観一八年正月廿五日条

先是、貞観十六年大宰府言。香椎廟宮每年春秋祭日、志賀嶋白水郎男十人女十人奏_二風俗樂_一。所_レ着衣裳、去宝龜十一年大式正四位上佐伯宿祢今毛人所_レ造也。年代久遠、不_レ中_二服用_一。請_二以_二府庫物_一、造_二充之_一。至_レ是太政官处分。依_レ請焉。

史料32・33は、森田氏が指摘した史料である。元正天皇が近江・美濃に行幸した際、それぞれ複数国の国司が参集して「土風歌舞」「風俗之雜伎」を奏上した。史料35でも同様に、天皇の行幸に際して近江国司による「風俗歌舞」の奏上が行われている。史料34は、延暦二三年一〇月に始まる和泉・撰津への行幸に関わる記事である。天皇による「国風」を観た上での国褒めと思われる宣命があり、その後、播磨国司が「風俗歌」を奏上している。こうした風俗歌舞の奏上は、国司が国内の風俗歌舞を把握していたことによるものである。史料36は、宝龜一二年(七八〇)に大宰府が志賀嶋の白水郎の「風俗樂」の衣装を作ったが、それが傷んできたので貞観一八年に大宰府財源により新調することが許可された事例である。これは天皇行幸や国守巡行ではなく香椎廟に奉納する風俗歌舞の事例ではあるが、地方行政による衣装の弁備は、国司らが風俗歌舞を把握するだけでなく、その維持にも関わりがあったことを示唆する。

これらの事例からは、国や大宰府が管内の風俗歌舞を把握し、時には維持に努め、必要に応じて天皇への奏上を行っていたことが分

かる。それは、大嘗祭において悠紀・主基両国が風俗歌舞の奏上を行っていたことから確認できる。

しかし、天皇行幸による諸国の風俗歌舞の奏上が、史料35の弘仁六年を最後に見られなくなることは注意を要する。天皇が行幸し、諸国の風俗歌舞の奏上を受けることが支配服属関係を象徴的に再確認するものとするならば、それが行われなくなったことは、特に畿外諸国の統治が国司に委任されてゆくことと軌を一にしている可能性がある。

以上、大きく三種類の「俗」「風俗」関係史料を見てきた。特に前二種にほぼ共通していえることは、律令国家は百姓や官人の「俗」「風俗」の乱れを把握し、それを正すという名目で法の改正や整備を実行していることである。つまり、律令国家の統治理念の中で、「俗」「風俗」の乱れは法の改正や整備のための思想的・理念的前提をなしているのである。

こうした思想・理念は、極めて現実的である。百姓の習俗・産業の乱れを正すことは、生産物確保のために不可欠なものであり、官人の政務や風紀を正すことは、行政機構の安定した運営のために必要なことであった。そのために、律令国家は国司や巡察使を通じて諸国百姓の「風俗」を、彈正台によって官人の「風俗」を、それぞれ把握することに努めたのである。公民制と官僚制が律令国家の根幹とするならば、その双方を正しく機能させるために、「風俗」の

把握とそれを正すことは必要不可欠であった。

律令国家にとって「風俗」が重要な理念であったことは、外交に關わる文言の中に、しばしば「風俗」が現れることから裏付けられる。『日本書紀』推古一六年（六〇八）八月壬子条には、隋からの書簡に倭の「風俗融和」を讃える文言が見える。また、『続日本紀』慶雲三年一月癸卯条では、天皇から新羅王への勅書の中で、新羅の「国内安樂、風俗淳和」たらんことを祈っている。「風俗融和」を讃え、「風俗淳和」を願うことが外交辞令として機能している。

他方、『日本書紀』皇極元年（六四二）五月丙子条では、「凡百濟新羅風俗、有_二死亡_一者、雖_二父母兄弟夫婦姉妹_一、永不_二自看_一。以此而觀、無_二慈之甚_一、豈別_二禽獸_一」とあり、他国を貶める表現の際にも「風俗」が語られている。本稿でこれまでも見てきたように、「風俗」は『礼記』や『孝経』でも言及される儒教的な統治理念であり、古代東アジア諸国に共通して重視された、国家経営の得失を判断する材料だったのである。

四、国司による国衙官人「風俗」の把握

最後に、国司による「觀風俗」が、ある一面では変質していったことを確認しておく。国司による「觀風俗」の本来の目的は、主に百姓の習俗や産業の把握とその教導であったが、九世紀以降、国司

が国衙官人の「風俗」を把握し、それに対処・適応することも重要になっていくものと思われる。やや時代が下るが、一二世紀前半に成立した『朝野群載』所収の「国務条々事」15条には、次のような記述がみられる。

史料37「国務条々事」15条

一 令_下肅_上老者_中申_上風俗_上事

外土之事、逐_レ年凋残、代々凌遲、每任_二易改_一。仍可_レ令_三高年者申_二諸事_一。遍問_二故実_一、有_二善政_一、就_レ彼不_レ可_レ改_二旧風_一。

「国務条々事」は、新任国司が任国に赴任した際の政務の手順や諸注意を記したものである。史料37には、国司が赴任した際には、地域の「老者」に「風俗」を申さしめ、故実を問い、善政があれば「旧風」を改めてはならないとある。この条文は、後述するように百姓の「風俗」というよりは官人の政務についての記述である可能性が高いが、それでも「老者」から「風俗」を聞くという形式は、国守巡行条の「観風俗、問百年」についての集解諸説との関係から注目される。

国守巡行条の「観風俗」に続く「問百年」について、令義解は「問_二百年_一者、問_二其安不_二也_一。」とし、高齢者の安否を問うこととする。

一方、令釈は「問_二百年_一、問_二存不并風俗_一。或云、問_二有徳百年_一、不_レ問_二无徳百年_一。」とし、また、跡記は「問_二百年_一、謂_二尊_二恤百年_一、

以上人等_一。問_二風俗古事等_一。」と記して、高齢者に安否だけでなく「風俗」を問うことと解釈している。ただし、穴記は令釈や跡記も参照した上で、令義解と同様の解釈を提示する。

先掲史料8『礼記』「王制」では「問百年」と「観民風」は分かれて記述されることから、本来の意図は令義解や穴記の解釈のように、高齢者の安否を問うことであろう。令釈や跡記が「風俗」を問うこととしているのは、令文の「観風俗」と「問百年」を一体的に解釈しているためと考えられる。しかし、筆者は、第三節で言及した史料11・13・14・24等の事例から、実態としては令釈や跡記の解釈と同様のことが行われていたと考える。

史料11（『万葉集』巻五・八二三番歌序）は、筑前国怡土郡深江村の子負原に関わる伝承を載せたものであり、官人が「古老」から地域の伝承を採集した事例であることを指摘した。また、史料13「路遇白頭翁」は、道真が路で「白頭翁」から過去の讃岐国における善政について聴取したものである。史料14にも「年高祝」の怪語や「臈老僧」の玄談が詠まれており、巡行に際して高年者とのやりとりがあったことが読み取れる。さらに、史料24「旅亭歳日、招_レ客同飲_一」で示したように、道真が「郷老」を宴に招いていることも参考となる。

以上の事例から、国司が「風俗」情報を収集する際に、地域の高齢者はその主たる対象であったことが分かる。これが認められるな

らば、「国務条々事」に見える「令_下肅_上老者_中申_中風俗_上事」は、形式的には「観風俗、問百年」の流れを汲むものと評価できる。令_下積_上跡記は「観風俗、問百年」の記述を相互に関連するものとして解釈したが、それは国司の「観風俗」の実態に近いものだったのである。しかし、「国務条々事」の「令_下肅_上老者_中申_中風俗_上事」は、形式的には八・九世紀以来の「観風俗、問百年」の行動を踏襲しているように見えるが、「善政」を改めるか否かが問題となっていることか
らすれば、この条文は百姓の習俗や産業よりも、それまでその国で
培われてきた政務や風紀についての情報収集を意図しているように
読み取れる。これは、九世紀以降展開してきた地方行政のあり方に
起因するものと思われる。

史料38『日本三代実録』貞観八年九月二二日条

(中略) 夏井者、左京人、美濃守從四位下善岑之第三子也。(中略) 貞観七年拜_三肥後守_一。母石川氏聞而哭_レ之。人間_二其故_一、答曰。吾聞、肥後風俗、国宰至清、身必不_レ全。吾子其不_レ終乎。(後略)

史料38には、紀夏井が肥後守に任命された際、その母が嘆いて、肥後国の「風俗」は国守が清廉な人物だと職務を全うできないと聞いており、我が子も全うできないだろう、と語ったことが記されている。このように、九世紀後半には国司と在地「風俗」との間に深刻な対立が生じていた。この要因は、在地出身の国衙官人が政務の

中心をなすようになっていったことと九世紀前半から展開した良吏政治とのせめぎ合いの結果であると考えられる。

良吏政治の出現契機としては、次の史料が注目されている。⁽⁸²⁾

史料39『類聚三代格』天長元年(八二四)八月二〇日太政官符

太政官符

一 抃_三良吏_二事

右檢_二右大臣奏状_一稱。臣聞、登_レ賢委_レ任為_レ化之大方。審_レ官授_レ才經_レ国之要務。今諸国牧宰或欲_下崇_二修治化_一樹_中之風声_上、則拘_二於法律_一不_レ得_二馳驚_一。郡国疹瘁職此之由。伏望、妙簡_二清公美才_一、以任_二諸国守介_一。其新除守介則特賜_二引見_一、勸_二諭治方_一因加_二賞物_一。既而政績有_レ著加_二增寵_一。公卿有_レ欠隨即擢用。又反_レ經制_レ宜勤不_レ為_レ己者、將_下從_二寬恕_一無_レ拘_二文法_一者。依_レ奏。

(後略)

ここでは、地方政治の乱れは国司が律令に拘泥して職務を全うできないことによるとされ、利己的な行動でなければ律令によらない任国運営が認められている。既に多く指摘があるように、こうした認識は、九世紀末から一〇世紀前半にかけての菅原道真や三善清行にも引き継がれている。

史料40『菅家文章』「請_レ令_二議者反_二覆檢稅使可否_一状

右、臣某謹言。件檢稅使、始議之日、臣(道真)奏曰。臣所_レ見、

只讚岐一國也。以彼國之風論之、若遣此使者頗有物煩歟。
(中略) 何者天下諸國、其俗各雖小異、其政孰非同。況乎世衰國弊、民貧物乏。是故或國司乖文法、以廻方略、違正道以施權議。雖動不為己、其事皆犯法。臣今奉三
三條之否、謹待一覽之用。(後略)

史料41「意見十二箇条」

(前略)

一 請_レ停_下止依_三諸國少吏并百姓告言訴訟_一差遣朝使_上事

(中略) 前年阿波守橘秘樹、肅清所部、底慎闕貢。勤王之誠、當時第一也。必須殊加獎擢、以勵循良。而依小民之誣告、降朝使之廉問。雖事皆虛詐、告人逃亡、已而秘樹之身亦為廢人。如此則知恥之士、誰冀為吏乎。方今時代澆季、公事難濟。故國宰之治、不能事事拘牽正法。故或有枉尺而直尋者。或有失始而全終者。昔者龔遂為渤海守。奏曰、請勅丞相御史、且勿拘臣以文法、令得便宜從事。又本朝格云、國宰反經制宜、動不為己者、將從寬恕無拘文法者。伏望、此等告言訴訟、除謀反大逆之外、一切停止朝使。(後略)

史料40は寛平八年の道真による奏状である。ここでは、諸国の「俗」は小異とはいえ、画一的な政治を行ってはいは衰弊した国を治めることはできないが、任国の状況に応じた施策を取ろうとする

と正道に違うことになるという現状を指摘している。また、史料41は、『本朝文粹』に収められている三善清行による延喜一四年(九一四)の意見封事であるが、ここでも国司が律令に束縛されていることが任国支配を困難なものにしていると指摘する。さらに、前漢の宣帝が龔遂を渤海太守にし、「文法」に拘泥することのない統治を認めて成功した事例を引き合いに出して、利己的な目的でなければ律令によらない任国支配を認めるよう要望している。このように、天長元年以降、国司による任国支配には地方の実情に応じた柔軟な対応が志向されたことが指摘されている。

加えて注目したいのは、史料41で「諸国少吏并百姓」の告言訴訟による朝使派遣の停止が主題とされていることである。この史料の前半部分では、阿波守を務めた橘秘樹は、清行が良吏と認める人物であったが、小民による誣告を受け、それにより朝使が派遣され調査した結果、誣告が虚詐であることが判明し、誣告した人物は逃亡したものの、秘樹は「廢人」となってしまったという事例が紹介されている。つまり、意欲的な行政を行った国司の中には「少吏百姓」と折り合いをつけられずに誣告される者がいたということである。

そしてこれは、秘樹だけの事例ではなかった。森氏は、良吏関係史料から、良吏の負の側面として同僚国司や部内の人々との対立を挙げている。例えば、仁寿二年(八五二)に駿河介となった山田春城は、最終的には国内祭祀に秩序をもたらしたとして傍吏・諸人か

らその聡察ぶりを讃えられた人物であるが、当初はその清察ぶりが
傍吏・百姓に嫌われたとある。また、承和一年に越前守となった
良岑木連は、功名を立てんがために好んで「異治」を施し、「所行
之政、不_レ拠_二旧例_一」ことから、部下の反対に遭ったという。

こうした国守や介と下僚との対立は、国府の政務運営のあり方に
起因する。森氏は、八・九世紀の国政の実務には、在地出身の国書
生・郡散事・雑掌が重要な役割を果たしたことを論じ、彼らが国務
の中心的役割を担っていくようになるとする。また、鐘江宏之氏も
書生ら国雑任が実務を担っていたとし、年度が変わっても国ごとに
帳簿の書式が相違することから、各国によって独自の書式の慣例が
できていくと論じる。在地出身者による国雑任の存在が国務運営に
重要な位置を占め、各国府においてそれぞれの政務の在り方が徐々
にでも形成されていったとするならば、そうした政務運営に転換を
迫る木連のような国司が、下僚からの反感を買ったことは当然の帰
結であろう。

また、「国務条々事」の次のような条文も注目される。

史料42 「国務条々事」 23条

一 可_二旬納七日_一事

八月上中旬少微。下旬、九月上旬少増。中下旬、十月上中下
旬多微。随_二旬上下_一、下_二起請符_一。若有_二其勤_一之郡者、抽加
_二恩賞_一勞_レ之。至_二于不_レ勤者_一、可_レ処_二譴責_一。但随_二国古風土

俗之例_一、可_レ行_下無_二公私損_一之法_上。

この史料では、税を徴収する日程を細かく記すが、その国の「古
風土俗」があり、公私に損のないものならばそれに随うように述べ
ている。恐らくは同15条と同様、各国で営まれてきた政務を尊重し
た国務運営を説いているのだろう。また、同32条には「慎_レ火事」
として「火事は尤可_レ慎。外土之人、不_レ顧_二後災_一、偏結_二往時之怨_一、
動企_二放火之心_一」とあり、国司が在地の人の怨みを買って放火され
ないように用心せよという。こうした国司と下僚・百姓との緊張関
係が背景にあり、そのために15条や23条のような、安易な政策変更
を戒めた条文が立てられたものと考えられる。

以上の考えが認められるならば、「国務条々事」15条に記された
把握すべき「風俗」とは、任国における政務運営上の慣例であった
といえるのではないか。一二世紀までには、「風俗」の把握は国司
の処世術の一つとしての意味も持つようになったのだろう。こうし
た認識は、史料38の紀夏井の事例から、九世紀後半にまで遡ると考
えられる。また、史料13「路遇_二白頭翁_一」で、道真が過去の善政に
ついての聴取を行っていたことも、同様の潮流の中にあるだろうか。
このような処世術が形成される淵源は、国司の裁量による任国経
営が是認されるようになった九世紀前半に求められる。恐らくは九
世紀以降、良吏を目指した国司たちによる失敗例が蓄積され、その
経験によって任国における独自の政務運営のあり方を尊重するよう

な条文が「国務条々事」に記されるようになったのであろう。

ただし、国司が百姓の習俗や産業を把握することが完全に忘れられてしまったとは考え難い。永延二年（九八八）の「尾張国郡司百姓等解」には、「右国宰之吏、是既分優之職、屢巡_二檢部内_一、常須問_二風俗_一。然而守元命朝臣專營_二京洛之世途_一、無_レ優_二黎元之愁苦_一」⁽⁴⁾とあり、郡司・百姓が藤原元命を訴えるに際して、国司であるならば部内を巡検して常に「風俗」を問い、百姓の愁苦を知るべきであるのに、元命がそれをしないことを挙げている。一〇世紀末に至っても、国司は百姓の「風俗」を把握するべきだという認識が、郡司・百姓らにあったことが分かる。

また、兼岡氏は、大江匡衡が寛弘六年（一〇〇九）に下向した際の詩宴において作った詩の中から「昔西曹始祖菅京兆。行_二縣邑_一以注_二風土記_一、今東曹末儒江侍郎。思_二郷貢_一以興_二學校院_一」⁽⁵⁾という一節を見出し、次のように論じている。匡衡は「西曹始祖菅京兆」すなわち大同元年（八〇六）から弘仁三年まで尾張介を務めた菅原清公の業績として、「風土記」（八世紀編纂の風土記ではなく、地誌一般のことを指すか）の編纂を挙げている。また、「東曹末儒江侍郎」すなわち匡衡自身は、教育施設を開いて国内教化に努めようとしたという。兼岡氏はさらに、延長三年（九二五）に風土記再撰が命じられる以前にも地誌類の編纂が行われた可能性があること、また、一一世紀の匡衡がその「風土記」を閲覧していたことを指摘する⁽⁶⁾。

これは、一一世紀にいたるまで、国司による風土や習俗の把握、さらには教化が重視されていたことを示している。

こうした事例からも、一〇世紀以降の国司・郡司・百姓らの諸階層にとって、百姓「風俗」の把握も円滑な国務運営のために必要なものという認識があったことが分かる。「尾張国郡司百姓等解」のように、郡司・百姓の間でのこのような認識がいつまで遡るのかは明らかにし得ないが、百姓「風俗」の把握が支配者・被支配者双方にとって、理想的な統治に必要なものという認識が形成されていたのである。

まとめ

本稿では、国司及び律令国家における「風俗」把握の意義と展開について論じてきた。まず、「風俗」の語には、百姓の習俗（を正すこと）や産業、官人の政務や風紀、風俗歌舞等の意味があることを確認した。それらは全て底流で通じていたものと思われる。また、これまで「観風俗」は、国見の伝統を引き継ぐことや風俗歌舞の奏上という服属儀礼の面から言及されることが多かった。それは重要な成果であるが、「観風俗」一語の意味は百姓の習俗が正されているかを確認すること、条文の意味としては百姓の習俗や産業等の観察であり、把握した情報を国内統治に反映させることが求められて

いたことを論じた。

その上で、大伴家持や菅原道真らの歌や詩からは、国司が巡行を行い、当地の習俗・産業を具体的に把握・記録し、また他の中央官人に伝達する意図が存在したことを指摘した。さらに、国司による百姓の教導や調の品目変更等も、「風俗」把握による政策反映の一種に位置付けられることを述べた。

こうした「風俗」の把握は、特に八世紀には巡察使を通じても行われており、中央政府としても情報収集には努めていた。六国史の記事からも、「俗」の乱れを把握・問題視し、それを正すために法改正をするという論理が展開されていたことが分かる。そこには、「俗」「風俗」を正すことは百姓の習俗や官人の風紀の乱れを正すことであり、それによって百姓の産業、官人の政務が十全なものとなり、ひいては国家運営の安定につながるという統治理念が存在していたと考えられる。

ただし、九世紀になると朝使の畿外派遣は少なくなる等、畿外諸国の運営は国司に委任されてゆく。そうした中で、良吏による柔軟な国務運営が求められたが、国衙官人たちがそれまで培ってきた国務運営と対立し、また成果を挙げられないような場合には、国司長官は下僚や百姓から告訴されるような事態にも陥った。こうした良吏を目指した行政の失敗の経験が積み重なり、やがて「国務条々事」15条に見えるような「風俗」の把握、すなわち国衙官人の国務運営

のあり方を尊重し、無用な対立を避けるための処世術としての「風俗」の把握も説かれるようになったのではないだろうか。

以上、国司の「観風俗」や律令国家における「風俗」把握の意義を追ってきたが、個々の史料について論じ尽くすことができず、大まかな傾向を探るといふ雑駁な議論に終始した。各時期の政治史との関係も精査し、国司による地方支配の動態を探っていく必要があるが、あわせて今後の課題としたい。

注

- ① 西別府元日「律令国家の地域掌握」(同「律令国家の展開と地域支配」思文閣出版)二〇〇二年。
- ② 有富純也「百姓撫育と律令国家」及び「律令国家の撫育政策」(同「日本古代国家と支配理念」東京大学出版会)二〇〇九年(初出、二〇〇三年及び二〇〇八年)。市大樹「朝使派遣の構造と展開」(同「日本古代都鄙間交通の研究」塙書房)二〇一七年。
- ③ 瀧川政次郎『万葉律令考』東京堂出版、一九七四年。本稿における瀧川氏の説は、全て本論文による。
- ④ 森田喜久男「大伴家持と七尾西湾・南湾」(『加能史研究』七)一九九五年。同「律令制下の国司巡行と風俗」(林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣)一九九六年。同「万葉集」から見た国司巡行の実態」(『古代交通史研究』一一)二〇〇二年。本稿における森田氏の説は、特に断らない限り二〇〇二年の論文による。
- ⑤ 針原孝之「大伴家持の仕事」(同編『古代文学の創造と継承』新典社)二〇一一年(初出、二〇〇八年)。

(6) 関和彦「民衆世界の天皇」(日本の歴史8『古代天皇制を考える』講談社)二〇〇一年。本稿における関氏の説は、特に断らない限り本論文による。

(7) 仁藤敦史「古代王権と行幸」(同『古代王権と官僚制』臨川書店)二〇〇〇年。

(8) 鈴木景二「国司部内巡行と在地社会」(『神戸大学史学年報』一一)一九九六年。同「国府・郡家をめぐると交通」(館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報1 制度と実態』吉川弘文館)二〇一六年。

(9) 関和彦「『風土記』と古代社会」(同『日本古代社会生活史の研究』校倉書房)一九九四年(初出、一九八七年)。

(10) 兼岡理恵「『常陸国風土記』編纂の思想」(同『風土記受容史研究』笠間書院)二〇〇八年(初出、二〇〇二年)。なお、註(2)論文によって、『日本後紀』以降「観省風俗」の類が見られないことに関連することが論じられている。

(11) 『続日本紀』和銅二年(七〇九)九月己卯条。

(12) 『続日本紀』靈龜元年(七一五)五月辛未朔条。

(13) 『続日本紀』天平宝字四年(七六〇)正月癸未条。

(14) 中西進『万葉集 全訳注原文付』講談社文庫、一九七八〜一九八三年。本稿における『万葉集』は、全て本書による。また、旧字体は適宜新字体に改めた。

(15) 鉄野昌弘「越中諸郡巡行の歌をめぐって」(同『大伴家持「歌日誌」論考』塙書房)二〇〇七年。

(16) 四〇二一番歌が実景を詠んだものではないとする説もあるが、そうであったとしても当地の産物を詠みこんでいるため、「風俗」把握の観点で捉えるべきである。

(17) 井上通泰『万葉集新考 卷十七下』(歌文珍書保存会)一九二五年。

武田祐吉『万葉集全註釈 第十四』(改造社)一九五〇年。澤瀉久孝『万葉集注釈 卷第十七』(中央公論社)一九八四年。伊藤博『万葉集注 九』(集英社)一九九八年。なお、川口常孝氏(「良吏家持」同『大伴家持』桜楓社、一九七六年)は、土着の雑仕者や郡家の役人たちであったのではないかとする。

(18) 中西進氏「諸郡巡行の歌(春)」(同『大伴家持 第三卷 越中国司』角川書店)一九九四年。新編日本古典文学全集9『万葉集 4』(小島憲之・東野治之・木下正俊校注、小学館)一九九六年。鉄野氏註(15)論文。同「歌人家持と官人家持」(高岡市萬葉歴史館叢書二三『大伴家持研究の最前線』)二〇一一年。阿蘇瑞枝『万葉集全歌講義 九』(笠間書院)二〇一三年。

(19) 神堀忍氏(「国守大伴家持の巡行」『国語と国文学』八四六、一九九四年)は、「八十伴の緒」による春の神への奉仕を見立てた作とする。藤田富士夫氏(「大伴家持の春巡行と立山の景」『万葉古代学研究所年報』九、二〇一一年)は、休漁期における「鵜の馴らし」を見て、それにより夏に行われる鵜による漁を想起しての作歌とする。

(20) 伊藤氏註(17)書。

(21) 中西氏註(14)書は、「梢の枝で鳥の羽の総状のものを束ね作り、これをさして船木を伐る習慣があったか」とする。また、尾崎暢映氏(「家持の旋頭歌」同『大伴家持論攷』笠間書院、一九七五年)は、「木の末や枝の茂った先の意とする説と、手斧の意とする説とがある。(中略)トブサを立てて山の神を祭る信仰行事をいう」とする。

(22) 廣岡義隆「鄙に目を向けた家持」(『三重大学人文学部文化科紀要』一一)一九八四年。同「大伴家持作品に見られる佛足石歌体」(同『佛足石記佛足石歌碑歌研究』和泉書院)二〇一五年(初出、一九九八年)。なお、兼岡理恵氏(「良吏」と「風土記」)同『風土記受

容史研究』笠間書院、二〇〇八年（初出、二〇〇六年）も、国府に保管された風土記の副本が、代々の国司の実務書として参照された可能性を指摘する。

(23) 橋本達雄『万葉集全注 卷第十七』（有斐閣）一九八五年。伊藤博「七草」（同『万葉集の歌群と配列 下』塙書房）一九九二年。同註（17）書。中西氏註（18）論文。永藤靖「家持の越中巡行九首の世界」（『文芸研究』七四）一九九五年。廣岡氏註（22）二〇一五年論文。阿蘇氏註（18）書。森斌「天平二十年出挙の諸郡巡行」（同『万葉集歌人大伴家持の表現』溪水社）二〇一〇年。

(24) 仁藤氏註（7）論文。鈴木氏註（8）論文。大谷歩「古代天皇行幸の理念的位位置付け」（『万葉古代学研究年報』一四）二〇一六年。大谷歩氏からご指摘を受けた。大谷氏からは、『礼記』等について直接様々にご教示いただいた。記して感謝申し上げる。

(26) 亀田隆之「古代の勸農政策とその性格」（同『日本古代用水史の研究』吉川弘文館）一九七三年。本稿における亀田氏の説は全てこれによる。

(27) 高垣義実「天平期における地方支配の一断面」（直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集 中』塙書房）一九八八年。

(28) 大越寛文「天平二十年諸郡巡行時の歌」（伊藤博・稲岡耕二編『万葉集を学ぶ 第八卷』有斐閣）一九七八年。廣岡氏註（15）論文。阿蘇氏註（18）書。

(29) 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂伝 注釈と研究』（吉川弘文館）一九九九年。

(30) 平川南監修・財団法人石川県埋蔵文化財センター編『発見！古代のお触れ書き』（大修館書店）二〇〇一年。

(31) 日本古典文学大系七二『菅家文章 菅家後習集』（川口久雄校注、岩波書店）一九六六年。

(32) 三木雅博・谷口真起子「行春詩」札記（和漢比較文学会編『菅原道真論集』勉誠出版）二〇〇三年。

(33) 鈴木氏註（8）論文。

(34) 註（30）書。

(35) 森田喜久男「古代加賀地方河北潟周辺の歴史的環境」（島根県古代文化センター研究論集 第一五集『日本海沿岸の潟湖における景観と生業の変遷の研究』）二〇一五年。

(36) 有富氏註（2）論文。

(37) 『日本三代実録』元慶二年正月十一日丁未条

(38) なお、この詩の後半では興行の後に讃岐守となった藤原保則の事例が語られ、そこでは保則が巡行していない様子が詠まれる。しかし、保則は遥任であったと考えられるため、巡行をしていない事例とはいえない。

(39) 三木・谷口両氏註（32）論文。

(40) 三木・谷口両氏註（32）論文。

(41) 『続日本後紀』承和八年正月甲申条、同嘉祥三年正月甲午条。

(42) 「魚酒」労働及び殺牛祭神については、多くの論考があるが、主に以下を参照した。荒木敏夫「古代国家と民間祭祀」（『歴史学研究』五六〇）一九八六年。梅田康夫「日本古代における「魚酒」の提供」（金沢法学、三六一・二）一九九四年。義江明子「殺牛祭神と魚酒」（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』吉川弘文館）一九九五年。森田悌「殺牛馬祭儀と魚酒」（『続日本紀研究』四〇六）二〇一三年。

(43) 釈文は、財団法人石川県埋蔵文化財センター『津幡町加茂遺跡』（二〇〇九年）による。本木簡については、主に下記の著書・論文を参照した。註（30）書。平川南「勝示札」（同『古代地方木簡の研究』吉川弘文館）二〇〇三年。同「里と村」（同『律令国郡里制の

実像 下」吉川弘文館）二〇一四年。藤井一二「加茂遺跡出土「勝示札」の発令と宛先」（『砺波散村地域研究所研究紀要』一八）二〇〇一年。鈴木景二「加賀郡勝示札と在地社会」（『歴史評論』六四三）二〇〇三年。金田章裕「古代の郡・郷と村についての覚え書き」（『日本歴史』六六八）二〇〇四年。吉原啓「加賀郡勝示札についての一研究」（『続日本紀研究』三八六）二〇一〇年。森田氏註（27）論文等。

(44) 註（43）報告書。一・一一・一三（二）行目の行頭に想定されている文字はそれぞれ、郡・検・酒・疲・田・符・之・各・旨・田・寛である。

(45) 西別府氏註（1）論文。

(46) 『類聚三代格』延暦一五年一月一三日太政官符。

(47) 市氏註（2）論文。

(48) 森公章「国務運営の諸相と受領郎党等の成立」（同『在庁官人と武士の成立』吉川弘文館）二〇一三年（初出、二〇〇六年）。なお、鐘江宏之氏（『伊勢国計会帳の年代について』『日本歴史』五三七、一九九三年）は、伊勢国計会帳は従来いわれていた延暦二年ではなく、天平九年以前に作成された可能性が高いことを指摘する。また、八幡林遺跡出土木簡については、以下を参照した。田中靖「八幡林遺跡」（『木簡研究』一三）一九九一年。和島村教育委員会「八幡林遺跡」一九九二年。小林昌二「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」（『木簡研究』一四）一九九二年。田中卓「郡司符」木簡（新潟県・八幡林遺跡）と告朔儀」（同『田中卓著作集』一〇 古典籍と史料）国書刊行会）一九九三年（初出、一九九一年）。平川南「八幡林遺跡と地方官衙論」（同『律令国郡里制の実像 上』吉川弘文館）二〇一四年（初出、一九九五年）。

(49) 森氏註（48）論文。

(50) 註（31）書。

(51) 『続日本紀』天平二年四月庚午条、『続日本後紀』承和七年三月乙未条。

(52) 佐藤宗諱「平安初期の官人と律令政治の変質」（同『平安前期政治史序説』東京大学出版会）一九七七年。ほか。

(53) 『漢書』卷八九「循吏伝」第五九。

(54) 佐藤氏註（52）論文。森公章「良吏の光と影」（同『在庁官人と武士の成立』吉川弘文館）二〇一三年（初出、二〇〇六年）。等。

(55) 森氏註（54）論文。

(56) 『日本文徳天皇実録』天安二年六月己酉条。

(57) 『続日本後紀』嘉祥二年六月庚戌条。

(58) 森公章「国書生に関する基礎的考察」（同『在庁官人と武士の成立』吉川弘文館）二〇一三年（初出、一九九三年）。森氏は、一〇世紀前後に郡領氏族等の在地有力者層が書生や判官代として国務に関わるようになり、一〇世紀末から一一世紀前半にかけて、受領郎党と国務の権限をめぐって争い、あるいは伍して政務運営にあたったという。

(59) 鐘江宏之「律令国家と国郡行政」（『歴史学研究』七二九）一九九九年。

(60) 兼岡氏註（22）論文。

(61) 兼岡氏は、註（22）論文の中で、新任国司が前任者から引き継ぐ公文を記した「国務条々事」20条の中に「風俗記文」があることに着目し、国府で保管された風土記が代々の国司の実務書として利用されたことを指摘する。「風俗記文」の内容は具体的に知り得ないが、この場合の「風俗」は官人の政務とは考え難く、当国の風土や習俗・産業を記したものであったことは首肯できる。「風俗記文」は、風土記だけでなく、『万葉集』卷一六に見える「越中国歌」「能登国歌」のような類のものも含めた、複合的な記録類だったのではないかと思われる。